

第 91 号議案

大田第 9 号蒲田駅東口地下自転車駐車場整備工事（その 1）請負契約について

上記の議案を提出する。

令和 5 年 11 月 29 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

大田第 9 号蒲田駅東口地下自転車駐車場整備工事（その 1）請負契約について

下記のとおり工事の請負契約を締結する。

記

- 1 契約の目的 大田第 9 号蒲田駅東口地下自転車駐車場整備工事(その 1)
鉄骨造 一部鉄筋コンクリート造 地下 2 階地上 1 階建
延床面積 6,828.85 平方メートル
- 2 契約の方法 制限付一般競争入札による契約
- 3 契約金額 金 88 億 8,800 万円
- 4 契約の相手方 中央区日本橋小網町 7 番 2 号
不動産テトラ・吉田・池上建設工事共同企業体
代表者 中央区日本橋小網町 7 番 2 号
株式会社不動産テトラ 東京本店
常務執行役員本店長 青 野 丈 児
構成員 大田区蒲田五丁目 27 番 14 号
株式会社吉田組
代表取締役 佐 野 優 雅
構成員 大田区池上四丁目 15 番 5 号
池上建設株式会社

代表取締役 岡 野 聡

5 工 期 契約有効の日から令和 10 年 3 月 15 日まで

(提案理由)

大田区議会の議決に付すべき契約、財産又は公の施設に関する条例（昭和 39 年条例第 5 号）第 2 条の規定に基づき、この案を提出する。

第 92 号議案

大田区立赤松小学校及び仮称大田区北千束二丁目複合施設改築その他工事
(Ⅱ期) 請負契約について

上記の議案を提出する。

令和 5 年 11 月 29 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

大田区立赤松小学校及び仮称大田区北千束二丁目複合施設改築その他工事
(Ⅱ期) 請負契約について

下記のとおり工事の請負契約を締結する。

記

- 1 契約の目的 大田区立赤松小学校及び仮称大田区北千束二丁目複合施設
改築その他工事 (Ⅱ期)
鉄筋コンクリート造 地下 1 階地上 4 階建
延床面積 2,452.92 平方メートル
- 2 契約の方法 随意契約による契約
- 3 契約金額 金 18 億 1,516 万 7,200 円
- 4 契約の相手方 渋谷区渋谷一丁目 16 番 14 号
東急・河津建設工事共同企業体
代表者 渋谷区渋谷一丁目 16 番 14 号
東急建設株式会社 東日本建築支店
執行役員支店長 安 藝 実
構成員 大田区東嶺町 30 番 17 号
株式会社河津建設
代表取締役 河 津 修 平
- 5 工 期 契約有効の日から令和 8 年 7 月 31 日まで

(提案理由)

大田区議会の議決に付すべき契約、財産又は公の施設に関する条例（昭和 39 年条例第 5 号）第 2 条の規定に基づき、この案を提出する。

第 93 号議案

大田区立東調布第三小学校及び仮称大田区南久が原二丁目複合施設改築その他工事（I 期）請負契約の変更について

上記の議案を提出する。

令和 5 年 11 月 29 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

大田区立東調布第三小学校及び仮称大田区南久が原二丁目複合施設改築その他工事（I 期）請負契約の変更について

下記のとおり契約の一部を変更する。

記

1 変更する事項

契約金額

2 変更する内容

当初金額 金 24 億 9,700 万円

第 1 回変更後金額 金 25 億 877 万円

今回変更後金額 金 26 億 7,872 万円

（提案理由）

令和 4 年第 2 回区議会定例会において議決された、大田区立東調布第三小学校及び仮称大田区南久が原二丁目複合施設改築その他工事（I 期）請負契約について、工事請負契約書約款第 25 条第 6 項（インフレスライド条項）を適用したことなどのため、大田区議会の議決に付すべき契約、財産又は公の施設に関する条例（昭和 39 年条例第 5 号）第 2 条の規定に基づき、この案を提出する。

第 94 号議案

大田区立男女平等推進センターの指定管理者の指定について
上記の議案を提出する。

令和 5 年 11 月 29 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

大田区立男女平等推進センターの指定管理者の指定について
下記のとおり指定管理者を指定する。

記

1 施設の名称

大田区立男女平等推進センター

2 指定管理者の名称

特定非営利活動法人ジェンダー平等 L a b o t a

3 指定の期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

(提案理由)

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、この案を提出する。

第 95 号議案

大田区休養村とうぶの指定管理者の指定について
上記の議案を提出する。

令和 5 年 11 月 29 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

大田区休養村とうぶの指定管理者の指定について
下記のとおり指定管理者を指定する。

記

1 施設の名称

大田区休養村とうぶ

2 指定管理者の名称

株式会社信州東御市振興公社

3 指定の期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

(提案理由)

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、この案を提出する。

第 96 号議案

大田区大森北四丁目複合施設の指定管理者の指定について
上記の議案を提出する。

令和 5 年 11 月 29 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

大田区大森北四丁目複合施設の指定管理者の指定について
下記のとおり指定管理者を指定する。

記

1 施設の名称

大田区大森北四丁目複合施設

2 指定管理者の名称

地域力もりもり大森共同体

代表団体

野村不動産パートナーズ株式会社

構成団体

株式会社小学館集英社プロダクション

3 指定の期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

(提案理由)

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、この案を提出する。

第 97 号議案

大田区大森北区民活動施設の指定管理者の指定について
上記の議案を提出する。

令和 5 年 11 月 29 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

大田区大森北区民活動施設の指定管理者の指定について
下記のとおり指定管理者を指定する。

記

1 施設の名称

大田区大森北区民活動施設

2 指定管理者の名称

地域力もりもり大森共同体

代表団体

野村不動産パートナーズ株式会社

構成団体

株式会社小学館集英社プロダクション

3 指定の期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

(提案理由)

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、この案を提出する。

第 98 号議案

大田区田園調布せせらぎ館の指定管理者の指定について
上記の議案を提出する。

令和 5 年 11 月 29 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

大田区田園調布せせらぎ館の指定管理者の指定について
下記のとおり指定管理者を指定する。

記

1 施設の名称

大田区田園調布せせらぎ館

2 指定管理者の名称

田園調布せせらぎハーモニー

代表団体

株式会社日比谷花壇

構成団体

一般社団法人田園調布グリーンコミュニティ

不二興産株式会社

株式会社紀伊國屋書店

シンコースポーツ株式会社

3 指定の期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

(提案理由)

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、この案を提出する。

第 99 号議案

大田区立大森スポーツセンターの指定管理者の指定について
上記の議案を提出する。

令和 5 年 11 月 29 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

大田区立大森スポーツセンターの指定管理者の指定について
下記のとおり指定管理者を指定する。

記

1 施設の名称

大田区立大森スポーツセンター

2 指定管理者の名称

公益財団法人大田区スポーツ協会グループ

代表団体

公益財団法人大田区スポーツ協会

構成団体

株式会社オーエンス

3 指定の期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

(提案理由)

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、この案を提出する。

第 100 号議案

大田スタジアムの指定管理者の指定について
上記の議案を提出する。

令和 5 年 11 月 29 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

大田スタジアムの指定管理者の指定について
下記のとおり指定管理者を指定する。

記

1 施設の名称

大田スタジアム

2 指定管理者の名称

公益財団法人大田区スポーツ協会グループ

代表団体

公益財団法人大田区スポーツ協会

構成団体

株式会社オーエンス

3 指定の期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

(提案理由)

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、この案を提出する。

第 101 号議案

大田区営アロマ地下駐車場の指定管理者の指定について
上記の議案を提出する。

令和 5 年 11 月 29 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

大田区営アロマ地下駐車場の指定管理者の指定について
下記のとおり指定管理者を指定する。

記

1 施設の名称

大田区営アロマ地下駐車場

2 指定管理者の名称

日本パーキング株式会社

3 指定の期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

(提案理由)

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、この案を提出する。

第 102 号議案

大田区南六郷創業支援施設の指定管理者の指定について
上記の議案を提出する。

令和 5 年 11 月 29 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

大田区南六郷創業支援施設の指定管理者の指定について
下記のとおり指定管理者を指定する。

記

1 施設の名称

大田区南六郷創業支援施設

2 指定管理者の名称

南六郷創業支援施設運営共同事業体

代表団体

株式会社ツクリエ

構成団体

野村不動産パートナーズ株式会社

3 指定の期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

(提案理由)

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、この案を提出する。

第 103 号議案

大田区営シルバーピアの指定管理者の指定について
上記の議案を提出する。

令和 5 年 11 月 29 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

大田区営シルバーピアの指定管理者の指定について
下記のとおり指定管理者を指定する。

記

1 施設の名称

別表のとおり

2 指定管理者の名称

株式会社大田まちづくり公社

3 指定の期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

(提案理由)

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、この案を提出する。

別 表

番号	施設の名称
1	大田区営シルバーピア大森本町
2	大田区営シルバーピア大森東
3	大田区営シルバーピア南蒲田
4	大田区営シルバーピア市野倉
5	大田区営シルバーピア羽田
6	大田区営シルバーピア大森東四丁目
7	大田区営シルバーピア大森中
8	大田区営シルバーピア大森南
9	大田区営シルバーピア前の浦
10	大田区営シルバーピア・ユージー
11	大田区営シルバーピア仲羽田
12	大田区営シルバーピア西六郷
13	大田区営シルバーピア・ハイム果林

第 104 号議案

大田区立シルバーピアの指定管理者の指定について
上記の議案を提出する。

令和 5 年 11 月 29 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

大田区立シルバーピアの指定管理者の指定について
下記のとおり指定管理者を指定する。

記

1 施設の名称

別表のとおり

2 指定管理者の名称

株式会社大田まちづくり公社

3 指定の期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

(提案理由)

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、この案を提出する。

別 表

番号	施設の名称
1	大田区立シルバーピア南馬込
2	大田区立シルバーピア中央
3	大田区立シルバーピア蒲田
4	大田区立シルバーピア糀谷
5	大田区立シルバーピア下丸子
6	大田区立シルバーピアたまがわ
7	大田区立シルバーピア中馬込

第 105 号議案

大田区高齢者アパートの指定管理者の指定について
上記の議案を提出する。

令和 5 年 11 月 29 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

大田区高齢者アパートの指定管理者の指定について
下記のとおり指定管理者を指定する。

記

1 施設の名称

別表のとおり

2 指定管理者の名称

株式会社大田まちづくり公社

3 指定の期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

(提案理由)

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、この案を提出する。

別 表

番号	施設の名称
1	第二クスノキ荘
2	ときわ荘
3	第二ときわ荘
4	仲池ハイツ
5	馬込橋ハイツ
6	中央ハイツ
7	梅屋敷ハイツ
8	久が原ハイツ
9	ヒロハイツ
10	ラポール池上

第 106 号議案

大田区立障害者福祉施設の指定管理者の指定について
上記の議案を提出する。

令和 5 年 11 月 29 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

大田区立障害者福祉施設の指定管理者の指定について
下記のとおり指定管理者を指定する。

記

施設の名称	指定管理者の名称	指定の期間
大田区立南六郷福祉園	社会福祉法人東京都手をつなぐ育成会	令和 6 年 4 月 1 日から 令和 8 年 3 月 31 日まで
大田区立大田生活実習所	社会福祉法人睦月会	令和 6 年 4 月 1 日から 令和 11 年 3 月 31 日まで
大田区立くすのき園	社会福祉法人東京都手をつなぐ育成会	令和 6 年 4 月 1 日から 令和 8 年 3 月 31 日まで

(提案理由)

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、この案を提出する。

第 107 号議案

大田区立田園調布せせらぎ公園の指定管理者の指定について
上記の議案を提出する。

令和 5 年 11 月 29 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

大田区立田園調布せせらぎ公園の指定管理者の指定について
下記のとおり指定管理者を指定する。

記

1 施設の名称

大田区立田園調布せせらぎ公園

2 指定管理者の名称

田園調布せせらぎハーモニー

代表団体

株式会社日比谷花壇

構成団体

一般社団法人田園調布グリーンコミュニティ

不二興産株式会社

株式会社紀伊國屋書店

シンコースポーツ株式会社

3 指定の期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

(提案理由)

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、この案を提出する。